

富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正について（お知らせ）

本市で制定している「富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）」につきましては、関係法令の改正に伴い、下記のとおり一部改正を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 改正内容

○土砂等の安全基準のうち土壌の汚染に係る基準項目の変更

規則中別表第1及び別記第2 1号様式中の土壌の汚染に係る基準項目の「シス-1, 2-ジクロロエチレン」を「1, 2-ジクロロエチレン」に改めます。

また、測定方法についてもシス体とトランス体のそれぞれの測定方法を明記し、シス体とトランス体の濃度の総和の値をもって1, 2-ジクロロエチレンの検出値とします。

2. 改正施行日

○平成31年4月1日から施行する。